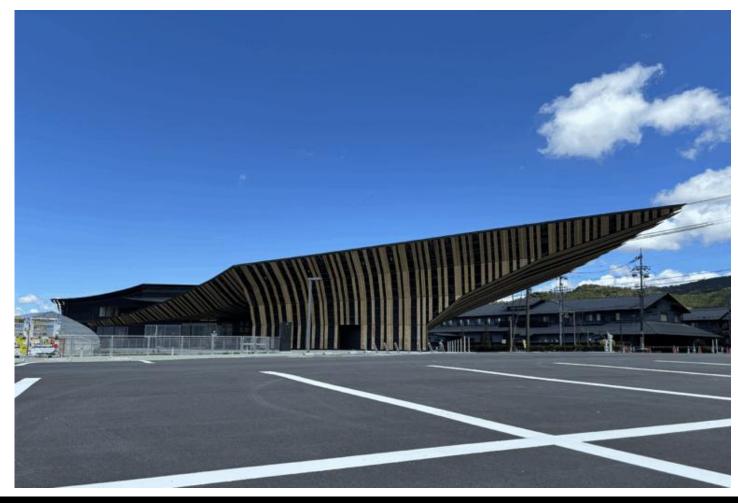
観光バス乗り入れ補助金

バス1台 上限50,000円

令和8年1月10日(土)~ 令和8年3月22日(日) 実施分 対象期間 令和7年11月25日(火)~ 令和7年12月4日(木)必着 募集期間



道の駅 あいの土山 リニューアルオープン記念



甲賀市観光企画推進課 〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053

TEL: 0748-69-2190 FAX: 0748-63-4087 E-Mail: koka10352000@city.koka.lg.jp

観光バス乗り入れ事業補助概要

補助対象事業	市外を発地とする誘客の促進に係る観光バス乗り入れに係る事業。 ただし、令和8年1月10日(土)~令和8年3月22日(日)までの出発分とする。
補助要件	 ○市外からの送客のため1台20人以上(運転手、添乗員及びガイドを除く)輸送する観光バス運行を対象とする。 ○周遊箇所は、道の駅「あいの土山」を含む周遊ルートにし、一人当たり税込み1,000円以上の市内での食事又は市内の農産物等地場産品の土産を旅行計画に含め、市内5つの地域(5町)のうち2地域以上、かつ、3箇所以上の観光資源を周遊ルートに含む。 ※道の駅「あいの土山」を含むことが条件となるため、2地域のうち土山地域以外で1地域以上、3箇所のうち道の駅「あいの土山」以外で2箇所以上の周遊ルートとする行程が必要となります。 ○要綱記載の内容を遵守すること。 ○実績報告書は、補助対象のすべてのツアーの催行終了後、5日以内に提出すること。 ○何らかの理由により全申請の催行中止となる場合は決定次第、速やかに報告すること。(様式は問わない)
補助台数	1申請につき15台まで (例年最大数でご申請をいただく事業者が多いですが、実現可能な範囲での台数にてご申請く ださい。)
補助金額	○上限50,000円/台(観光バス) ※信楽高原鐵道乗車の場合は、その運賃2/3を別に補助する。 (1,000円未満の端数切り捨て)

【対象者】旅行業法第3条により登録を受けている者

【申請書類】次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- (1) 歷史文化都市構築事業計画書(様式第1号)
- (2) 実施計画(様式第1号の3)
- (3) 誓約書(様式第1号の4)
- (4) 履行するために必要となる許可証、登録証又は技術者の資格証等の写し

【申請時の注意点等】

- ・申請は、郵送又は持参等により申請書原本を当課が受け付けたものが正式受付となります。 また、メールや電話等での受付は正式受付となりませんのでご注意ください。
- ・申請は先着順とし、予算額に達し次第、募集を締め切らせていただきます。
- ・なお、郵送での申請書原本提出の場合は、当課に到着した時点での受付となりますので、当課到着前に予算額 に達している場合、受付できませんので、ご注意ください。
- ・申請様式は、甲賀市ホームページに掲載しています。「甲賀市歴史文化都市構築事業」で検索してください。
- ・補助金の交付決定は提出いただいた申請書類の審査を行った後に行います。
- ・営業所を複数持つ企業様は営業所単位での申し込みが可能です。